

具体的な施策(第6～9章)

第5章で設定した方針に基づき、施策の方向性と具体的な内容を定めます。

◆ 施策の方向性

保存管理	■ 構成要素ごとの保存管理の徹底。 ■ 地下遺構の確実な保存及び指定地外の遺構の把握と追加指定による保存。 ■ 関所建物の保存方針の策定と確実な保存。 ■ 適切な現状変更の運用。 ■ 災害によるき損の防止および適切な防災や被災後の応急措置の実施。
活用	■ 見学者へ誤った認識を与えない適切な手法による公開・活用の実施。 ■ 指定地内や新居関所史料館での活用事業の充実化。 ■ 歴史教育の場としての環境整備及び教育機関への積極的な働きかけ。 ■ 周辺文化財や諸施設、地域住民、関係する博物館等との連携。 ■ 既存の媒体・手法に捉われない広報活動。 ■ 歴史資料の利用環境の整備。
整備	■ 復元整備の推進。 ■ 「保存のための整備」の計画的な実施。 ■ 本質的価値の理解につなげるための活用施設の整備。 ■ 新居関所史料館の長寿命化および指定地外への移設。
運営体制	■ 庁内の関係部署、委員会および関係機関との連携。 ■ 多様な組織との連携体制の構築および協働での保存活用の実施。

◆ 施策の内容

■ 構成要素に応じた適切な保存管理の実施。 ■ 建物の耐震診断・耐震工事の実施。 ■ 災害による倒壊からの復旧を目的とした建物構造や部材等に関する調査。 など
■ デジタルコンテンツ等の拡充。 ■ 新居関所史料館の展示内容の充実。 ■ イベント開催時の普及啓発活動の実施。 ■ 学習プランの拡充。 ■ 周遊性を高める事業の実施。 ■ ユニークバニユーの会場利用時のルール策定。 など
■ 船会所や土蔵等の復元整備の実施。 ■ き損に繋がる要素の排除や、防災・防犯設備の適切な設置および更新。 ■ 地盤や舗装、平面表示や説明板などの活用施設の整備。 ■ 新居関所史料館の移設。 など
■ 文化財専門職員の確保・育成。 ■ 計画内容の全庁的な周知。 ■ ボランティアガイドへの支援。 ■ 地元組織や周辺住民を対象とした意見交換会や説明会の実施。 ■ 観光協会や商工会との連携。 など

具体的な施策

計画の期間と実施計画(第10章)

本計画は、令和6～16年度(2024～2034年度)末までを計画期間とします。

短期					中期						長期 (第2次計画)
2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035以降
経過観察・短期事業の見直し					経過観察・次期計画準備						(年度)

【計画についてのお問い合わせ】

〒431-0492 静岡県湖西市吉美3268番地 湖西市産業部文化観光課

[電話番号] 053-576-1140 [FAX番号] 053-576-4876

[メールアドレス] bunka@city.kosai.lg.jp



新居関跡の詳細はこちらをご参照ください。

発行日：令和6年(2024)8月

とくべつしせきあらいのせきあとほぞんかつようけいかく 特別史跡新居関跡保存活用計画

[概要版]

保存活用計画および新居関跡の概要について(第1～2章)

◆ 計画策定の目的と計画内容

特別史跡新居関跡保存活用計画は、新居関跡を将来にわたって適切に保存管理していくために講ずべき措置や方針を示した計画です。新居関跡の本質的価値や史跡の構成要素を再確認するとともに、「保存」、「活用」、「整備」、「運営体制」の4項目ごとに、現状と課題や、今後の方針について示しています。

◆ 計画の範囲

本計画の対象範囲は、特別史跡新居関跡の特別史跡指定地内(国有地を含む)とします。ただし、計画の対象範囲外にも関連する施設や文化財が所在しているため、これらについても必要に応じて検討を行います。



◆ 新居関跡の概要

名称：新居関跡
(あらいのせきあと)
所在地：静岡県湖西市新居町新居字関門跡
指定日：大正10年(1921)3月3日
※史蹟名勝天然紀念物保存法
昭和30年(1955)8月22日
※文化財保護法
追加指定：平成11年(1999)1月27日
平成26年(2014)10月6日
指定面積：6,686.87㎡
管理団体：湖西市



▲ 新居関跡は、江戸時代の主要関所の中で、唯一当時の建物が現存しています。また、構内では復元整備を継続して行っています。

新居関跡の本質的価値と新たな価値視点（第3章）

新居関跡の「本質的価値」と「新たな価値視点」について、特別史跡の指定文や新居関跡が歩んできた歴史を基に整理します。

◆ 本質的価値（特別史跡として評価された価値）

- ① 江戸時代の主要街道では、唯一建物が現存している関所であり、江戸時代の最終移転地から位置を変えずに現在まで受け継がれてきたこと
- ② 江戸時代の関所機能時の地下遺構が良好な状態で残存していること
- ③ 江戸幕府の交通政策や統治形態を如実に示していること

◆ 新たな価値視点（特別史跡指定後に見出された価値）

- ① 他の関所跡には見られない独自の建物が存在していた
- ② 新居関跡は現在の周辺景観形成に重要な影響を与えている
- ③ 新居関跡が周辺のまちづくりの核となっている
- ④ 新居関跡は全国で最初に国の史蹟に指定された遺跡である
- ⑤ 新居関跡に関する江戸時代の古文書や絵図等が豊富に残されており、関所機能時の詳細な姿や変遷の様子を知ることができる

新居関跡の現状と課題（第4章）

新居関跡の現状と課題について、4項目の現状と課題を整理します。

◆ 主な課題

保 存 管 理	活 用
■ 保存管理方針や現状変更等の許可基準が未策定。 ■ 災害によるき損の可能性がある。 ■ 建物や地下遺構の調査が不十分である。 ■ 地下遺構をき損するリスクがある。 ■ 防災・防火体制が不十分である。 など	■ 新居関所史料館の来館者数の減少。 ■ 新居関所を体感し、理解するコンテンツが不足している。 ■ 関所建物の全面公開が未実施である。 ■ 復元建造物や地下遺構の理解につながる活用事業の不足。 など
整 備	運 営 体 制
■ 復元整備や平面表示の整備が停滞している。 ■ 防災設備、防犯設備及び電気設備の不足や老朽化が生じている。 ■ 構内舗装や説明板の設置が不十分である。 ■ 新居関所史料館の収蔵や展示、バリアフリー設備が不足している。 など	■ 計画を主体的に実施していく担当課の体制が不十分である。 ■ 庁内の関係部局との連携が不足している。 ■ 地元組織や関係機関との連携体制の構築が必要である。 など

新居関跡の大綱と基本方針（第5章）

◆ 大綱

新居関跡の本質的価値、新たな価値視点および現状と課題を踏まえ、これからの新居関跡の保存活用を行うための指針である大綱を設定します。

【大綱】
新居関跡を未来へ確実に継承するとともに、まちなみ・まちづくりの核として磨き上げ、将来にわたって周辺地域の発展に寄与していく



▲ 新居宿周辺の歴史を感じさせる景観は、新居関跡を中心に形成されてきました。



▲ 復元整備した大御門は、関所建物とあわせて「まちのシンボル」として多くの人に親しまれています。

◆ 基本方針

大綱を実現するために、「保存管理」「活用」「整備」「運営体制」の4項目の基本方針を設定します。

保 存 管 理
計画的な保存管理や防災対策、適切な現状変更等の運用を行い、本質的価値を後世へ確実に継承する。
活 用
新居関跡の魅力を積極的に発信するとともに、誰もが学び、享受することができる活用事業を展開することで、新居関跡の本質的価値を広く伝える。
整 備
本質的価値の確実な保存を前提としたうえで、江戸期の関所空間を視覚的に伝えるための復元整備や効果的な活用事業を推進するための構内整備に取り組む。
運 営 体 制
保存活用を担う人材の確保・育成に取り組むとともに、関係する組織や地域住民との連携を強め、効果的な運営体制の構築を目指す。